

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和元年8月5日（月）
午後4時00分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 21 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 23 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 6 議案 第 24 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による特定農地貸付け承認申請に対する承認について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和元年8月5日(月)
 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 13名
 - 1番 北田 直喜
 - 2番 谷越 彦茂
 - 3番 沖本 喜久雄
 - 4番 野崎 努
 - 5番 小坂 芳夫
 - 6番 谷口 敬蔵
 - 7番 石坂 誠一
 - 8番 中山 修
 - 9番 徳本 久邦
 - 11番 関口 たず子
 - 12番 中田 登與志
 - 13番 中島 悦子
 - 14番 杉山 篤勇
 5. 総会に欠席した農業委員の数 1名
 - 10番 原 武雄
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 7名
 - 下中島地区 吉崎 道隆
 - 下野方地区 稲盛 保雄
 - 加積地区 畠山 勇
 - 天神地区 幅 昭夫
 - 道下地区 大崎 章博
 - 経田地区 寺口 則康
 - 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 2番 谷越 彦茂
 - 3番 沖本 喜久雄
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 浦田 誠
 - 庶務係長 五十嵐 孝
 - 主事 井口 健太郎
 - 主事 横田 悠介
-

【開 会：午後4時00分】

杉山会長： それではただ今から令和元年度8月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、2番谷越委員、3番沖本委員にお願いいたします。

議案第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。

2ページ目の説明概要をご覧ください。

今月の4条申請は3件です。地区別の内訳は経田地区が1件、天

神地区が1件、西布施地区が1件、面積合計が364㎡です。

2番の案件につきましては、中山委員に関する案件でありますので、先に1番と3番の案件を審議します。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、2番の案件について中山委員は議事に参与することができませんので、審議の際は退席していただきます。

それでは3ページ目の総括表を読み上げでご説明いたします。

【議案第20号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であり、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。

徳本職務代理： 1番の案件につきましては、担当確認委員が杉山会長でありますので説明をお願いします。

杉山会長： 今ほど事務局から説明がありましたとおり、土地が間違っており後ろへ下がって家を建てるということです。特に問題はないと思います。

谷越委員： 事務局から説明があったとおりであります。よろしくありません。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から説明がありました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

大崎推進委員： 3番の案件ですが、元々全体が墓地か何かだったのでしょか。

井口主事： 墓地の一群の中に当該墓地が既に建立されています。登記地目が畑であり違反転用ということですか。

谷越委員： ほ場整備をしたことで地区の墓地を当該地にまとめた経緯があります。今回、相続の関係で発覚し手続きをしていくということですか。

杉山会長： その他に無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 続いて2番の案件について審議します。先ほど事務局より説明がありましたとおり、中山委員は退席をお願いします。

(中山委員退席)

杉山会長： 事務局は2番の案件について、説明願います。

井口主事： **【議案第20号 議案書をもとに朗読】**
別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であり、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 今ほど事務局から説明がありました。担当地区委員から説明をお願いします。

関口委員： 今ほど事務局から言われた通りです。ここは既に宅地になっており、相続の問題で出てきたと思われまます。

杉山会長： 2番の案件について、何か意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 特に無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第20号は意見決定いたします。

(中山委員入室)

杉山会長： 議案第21号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第21号農地法第5条の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明いたします。5ページ目をご覧ください。
今月の事業計画変更申請は1件です。下中島地区で、変更内容は、一時転用期間延長に関する変更申請となります。

【議案第21号 議案書をもとに朗読】

今回の事業計画変更申請については、農地の区分と転用目的については適当であると考えられ、すべての許可要件を満たしていると考えますので事業計画変更に支障はないものと考えられます。

なお、当該地は一時転用が終了した後、将来的には駐車場敷地として恒久転用される見込みとなっております。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

石坂委員： 今回の案件は〇〇小学校の工期延長ということですので問題無いと思います。今後、改めて転用申請があると思われます。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員から事業計画の変更について説明が終わりました。皆さま何かご意見がありましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

杉山会長： 特に無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第21号は意見決定いたします。

議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。7ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は6件ございました。

転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は、下野方地区2件、片貝地区1件、加積地区1件、経田地区1件、天神地区1件、合計面積が24,046㎡です。それでは8ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第22号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当確認委員の説明をお願いします。

徳本職務代理： 1番の案件は経田地区ですので、杉山委員をお願いします。

杉山会長： 譲受人は〇〇で鉄工所をやっています。資材や機器を盗まれたりしているようで、家の近くに資材を置きたいということで譲渡人と話がまとまったということです。

北田委員： 2番と3番について説明します。現場に行ってみますと、周囲は住宅に囲まれておりコンクリート擁壁が建っている状況です。譲渡人の息子が3番申請地の山側に住んでいますが、2番の申請地は維持管理し切れないとのことで本申請になりました。

中山委員： 除外申請があったとき地区で説明会があり、地区の了解が取れています。

小坂委員： 事務局から説明があったとおりです。何ら問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

徳本委員： 事務局から説明があったとおり、住宅敷地の拡張とのことであります。よろしくをお願いします。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 特に無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第22号は意見決定いたします。議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

五十嵐係長： 議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利

用集積計画の決定について説明いたします。魚津市長より令和元年7月30日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

12ページが一覧表になります。

今月の案件は、1議案3件で、全て農協を通じて利用権設定を行う転貸であります。3件5筆14,831㎡の全てが新規となります。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 無いようでしたら、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第23号は決定いたします。

議案第24号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定農地貸付け承認申請に対する承認について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第24号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による特定農地貸付け承認申請に対する承認について説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。総括表を読み上げてご説明いたします。

【議案第24号 議案書をもとに朗読】

本案件は特定農地貸付の条件を満たしていることから、適当であると考えます。

五十嵐係長： 補足ですが、現在行っている市民農園の土地が他の目的に使うということで、本案件の土地を代わりに利用するため協定を結ぶことになります。

杉山会長： ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

大崎推進委員： 貸付主体には利用者から管理料として一区画あたり年間5,000円

が入ると思うのですが、土地所有者にはいくら入るのですか。

横田主事： 賃借料として月1,000円が入ります。

沖本委員： 24区画利用されるとのことだが需要はあるのですか。

横田主事： 現在行っている市民農園は36区画あり、30区画ほど利用されているので需要はあります。

谷越委員： 利用される方の駐車場はどうなるのですか。

横田主事： 申請地右側の少し突き出ている部分が駐車場となります。

五十嵐係長： 担当地区の原委員からは申請地は石も混ざっており耕作するにはどうかという意見がありました。農園のオープンは本年12月頃を予定しており、貸付主体がそれまでに土づくりをしていくとのことです。

杉山会長： その他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 無いようでしたら、承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第24号は承認いたします。
これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長： (非農地通知(令和元年7月分)について)

五十嵐係長： (農地パトロールについて)

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 5 時10分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第4条調査書

議案第20号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地の農地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に経田小学校の教育施設、経田公民館の公共施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	老朽化により既存の住宅を解体し新しい住宅を建築する計画です。既存地の一部が隣接の市道にかかっていたため、分筆し魚津市に寄付することから、新たに隣接農地を一般住宅敷地として利用する予定です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であります。通帳の写しで確認しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅を建築する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁が設けてあり、近隣に被害の及ばぬように十分配慮されています。雨水排水については近くの水路へ放流し、生活雑排水については、公共下水道を利用する計画です。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第4条調査書

議案第20号 受付番号2番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断します。転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	農機具の増設や機械の大型化により既存倉庫が手狭となったため、新たに車庫を増設する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら過去に申請地を違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に建築済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、車庫のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は車庫として利用する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水については、道路側溝に放流する計画で、近隣の宅地や農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されています。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第4条調査書

議案第20号 受付番号3番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね38haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	墓地敷地として転用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら過去に申請地を違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、墓地敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は墓地として利用する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については、近接の用悪水路へ排水する計画であり、隣接農地等に被害の及ばぬように十分配慮されています。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第22号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地の農地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に経田保育園と経田公民館の公共施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	事業拡張に伴い事業用車両や資材置場が必要となっています。過去に2度の資材盗難があったこともあり、自宅の隣にある農地を転用し、駐車場及び資材置場とする計画です。また、自宅前の道路は袋小路となっており、冬場は除雪した雪を捨てる場所が無く苦労していることから、雪捨て場としても利用される予定です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場及び資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場及び資材置場を建設する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水については、道路側溝へ放流し、近隣の宅地や農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されています。隣接農地はなく、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第22号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	10ha未満(9ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 許可基準は代替可能性勘案の必要なし(集落接続)です。	
転用目的	申請地は、国道8号線と一般県道富山・滑川・魚津線に挟まれた区域にあり交通の利便性があり、周辺には生活の満足度を高める薬局や飲食店などの商業施設があります。小学校まで約800m、中学校まで1200mの距離は通学にも便利であり、住宅需要の高い土地であることから、注文住宅6区画を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地として、法定外公共物(水路)がありますが、管理する市から払下げを受ける予定で協議を進めており、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅を建設する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁がすでに設けられており、近隣の宅地及び農地等に被害の及ばぬよう十分配慮されております。生活排水については公共下水道に接続します。 雨水排水については、V S側溝やベンチフリュームを設置し、申請地西側へ排水し、大座川へ接続する計画です。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第22号 受付番号3番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	10ha未満(9ha)の一団の農地の区域内にあり、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 許可基準はその他の一時転用です。	
転用目的	申請地北側の農地は、中央部に道路を築造し、既存の位置指定道路に接道する計画ですが、既存道路の幅員は4mしかなく、造成工事に必要な10tダンプやユニック車が往来するには難があります。申請地は造成予定地の南側に位置し、幅員は5m程確保できます。また、現在休耕中であるため営農の妨げにはなりません。 これらを勘案し、申請地を工事用仮設通路として利用するため、農地の一時転用を計画するものです。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、建設車両通路用地敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、建設車両通路を建設する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	仮設道路とするため鉄板を敷設し、工事完了後には撤去する予定です。雨水は道路側溝へ排水する予定で、隣接農地の耕作者からも承諾を得ており問題ないと考えます。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性	3年以内の一時転用であり、申請目的のために供する必要性があると認められ、農業振興整備計画の達成に支障がないことを確認しています。	
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第22号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地改良事業の対象区域ではない小集団規模(約7ha)の生産性の高くないその他の農地なので第2種農地と判断します。転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	公共工事で発生した残土を処理する場所が魚津市内は不足しており、近隣の市へ搬出せざるを得ない状況にあるため、建設残土のストックヤードを建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と借入金でまかなう計画で、既に借入金が振込まれた通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物(水路・農道)がありますが、管理する市から払下げを受ける予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、建設残土ストックヤード敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、建設残土ストックヤードを建設する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水については、新規に設置する6箇所の沈砂池にて濁水処理後、県道側溝へ排水されます。ストックヤードの外周は防災小堤で囲み、雨水が県道側溝以外の周辺の用排水路に流入しないようにします。 また、粉じんの発生が予想される日は、散水車にて散水を行い粉じんの発生を防ぐ計画です。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第22号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地の農地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に清流小学校の教育施設と吉島保育園の公共施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	昭和53年に魚津市〇〇に自動車修理、板金塗装などの工場兼事務所を建設しました。修理受注車両を格納するには工場内では困難なため、隣地となる申請地を工場兼事務所敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。また、既に工事済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、工場・事務所敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、工場・事務所を建設する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には擁壁が既に設けられており、被害の及ばぬよう十分配慮されています。隣接農地はなく、雨水排水は隣接水路へ排水する計画としており問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第22号 受付番号6番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね11haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業施行済農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、既存地拡張です。	
転用目的	家族の増加により〇〇番〇の土地を一般住宅敷地に転用し、建築済みです。しかし、設計の時点で誤って全面道路に沿っている用悪水路を含めた面積で計画していたため、敷地の奥行きが不足するという問題が生じました。今回、不足部分を補い転用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、既に住宅を建築済みであるため資金は必要ありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地拡張として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地の拡張が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地の境界にはコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されています。生活雑排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については近くの水路へ放流する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		